

習志野市教育委員会会議録
(平成29年第11回定例会)

- 1 期 日 平成29年11月22日(水)
市庁舎3階大会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後3時15分
- 2 出席委員
- | | | | |
|--|-------|-----|-----|
| | 委 員 長 | 梓 澤 | キヨ子 |
| | 委 員 | 古 本 | 敬 明 |
| | 委 員 | 原 田 | 孝 子 |
| | 委 員 | 貞 廣 | 斎 子 |
| | 委 員 | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- | | | |
|----------------|-----|-----|
| 学校教育部長 | 櫻 井 | 健 之 |
| 生涯学習部長 | 井 澤 | 修 美 |
| 学校教育部参事 | 小 熊 | 隆 |
| 学校教育部参事 | 竹 田 | 佳 司 |
| 学校教育部副参事 | 小 澤 | 由 香 |
| 生涯学習部次長 | 斉 藤 | 勝 雄 |
| 学校教育部・生涯学習部副技監 | 遠 藤 | 良 宣 |
| 生涯学習部副参事 | 奥 井 | 良 和 |
| 教育総務課長 | 三 角 | 寿 人 |
| 学校教育部課長 | 高 橋 | 孝 志 |
| 指導課長 | 上 原 | 宏 |
| 生涯スポーツ課長 | 柴 野 | 文 明 |
| 青少年課長 | 佐久間 | 心 之 |
| 習志野高校事務長 | 長 沼 | 仁 |
| 学校給食センター所長 | 星 | 昌 幸 |
| 総合教育センター所長 | 足 立 | 俊 子 |
| 菊田公民館長 | 関 | 文 雄 |
| 大久保図書館長 | 岡 野 | 重 吾 |
| 学校教育部主幹 | 村 山 | 貴 弘 |
| 学校教育部主幹 | 宍 倉 | 順 子 |
| 学校教育部主幹 | 田 中 | 憲一郎 |
| 学校教育部主幹 | 大河内 | 俊 彦 |
| 学校教育部主幹 | 小野寺 | 良 夫 |
| 学校教育部主幹 | 鶴 沢 | 慈 彦 |
| 生涯学習部主幹 | 藤 原 | 友 哉 |
| 生涯学習部主幹 | 中 村 | 裕 美 |
| 生涯学習部主幹 | 妹 川 | 智 子 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について
- (2) 平成29年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の授与について
- (3) 平成29年度教育費予算案(12月補正)について
- (4) 習志野市教育課程検討委員会からの提言について
- (5) 習志野文化ホール大規模改修工事 内容の変更について

第3 議決事項

- 議案第32号 平成29年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について
- 議案第33号 平成29年度末及び平成30年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について
- 議案第34号 平成29年度末及び平成30年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について

第4 協議事項

- 協議第1号 平成30年度習志野市教育行政方針(案)について
- 協議第2号 平成30年度教育費当初予算案について
- 協議第3号 平成30年度～平成32年度習志野市特別支援教育推進基本方針について
- 協議第4号 次回教育委員会定例会の期日について
平成29年12月27日(水)午後1時30分

第5 その他

5 会議内容

梓澤委員長が

平成29年習志野市教育委員会第11回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(2)、(3)、議案第32号、協議第1号及び第2号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

梓澤委員長が

非公開部分の会議録について、報告事項(3)並びに協議第1号及び第2号は、議案が市長から市議会へ提案された後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

平成29年第10回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について
(教育総務課)

三角教育総務課長

報告事項(1)「習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明する。本件は、市長事務部局における市議会からの資料要求に係る文書の取り扱いが、平成29年11月1日に改正されたことから、このことに合わせ、教育委員会文書管理規程の一部改正を行ったものである。

具体的な内容について、説明する。新旧対照表を見ていただきたい。これまで、市議会からの資料要求に係る文書については、学校教育部教育総務課において起案して編冊し、保管していた。この取り扱いを、市議会主管課、現在は総務部総務課において編冊し保管することとしたものである、と概要を説明

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(4) 習志野市教育課程検討委員会からの提言について (教育総務課)

三角教育総務課長

報告事項(4)「習志野市教育課程検討委員会からの提言について」、説明する。本報告は、今年度新たに設置された習志野市教育課程検討委員会から出された提言について、報告するものである。

習志野市教育課程検討委員会は、本年3月末に告示された新学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育課程について幅広く意見をいただき、現状の把握と必要な改善を図るため、今年度4月に設置した委員会で、習志野市PTA連絡協議会や校長会の代表者及び教育委員会事務局職員から構成されている。

今年度の取り組みとしては、教育課程に関わる今日的課題やこれまでの懸案事項などについて幅広く意見をいただき、8つの項目からなる提言を受けた。提言の内容としては、小学校入学式の土曜日開催を平成31年度から実施することを目指し、条件整備を行うことをはじめとして、卒業式に関するもの、夏休みの登校日、家庭学習、ラジオ体操、制服等の学用品、小学校の外国語活動、中学校の部活動についての8項目となっている。

なお、各小・中学校においては、平成30年度以降の教育計画の策定に活用していただくよう、お願いしているところである、と概要を説明

古本委員

小学校の入学式が土曜日になるということは非常に良いと思うが、卒業式については考えないのか、と質問

三角教育総務課長

入学式については、御両親の参加が多いということで初めに検討した。卒業式の開催予定については、現在のところ、この検討委員会の中では検討に至っていない、と回答

古本委員

それには何か理由があるのか、と質問

三角教育総務課長

何かあるというよりも、入学式は義務教育の始まりであることから、まず、入学式の土曜開催について検討した。卒業式については、まだそこまでの検討に至る前段であったということである、と回答。

古本委員

自分を含めて、土曜日に仕事をしている者もいるし、平日に仕事を休むというのは結構厳しいものがある。さらに、周りには、高校と中学校の入学式が被ってしまい、どちらに行くか迷い、両方というわけにも行かないので両親が分かれて出席している人もいる。やはり公立であるなら、そこら辺を考慮できればと思う。できたら、このようなことや、卒業式も含めて考慮するという考えもあると思い質問した、と発言

高橋学校教育課長

まず、入学式について、本市の場合は市立高校を抱えているため、中学校と習志野高校の入学式が同じ日にならないよう、調整しているところである。先ほど教育総務課長が話したとおり、義務教育がスタートする小学校1年生を、できるだけ大勢でお祝いしようという趣旨で、入学式に焦点を当てて、今回は検討した、と回答

古本委員

ぜひ、このようなことを広め、より多くの人に参加できる環境を整えるよう考えてほしい、と発言

高橋学校教育課長

今回、教育委員会だけでなく、PTAの方も含めて色々な意見をいただいているので、意見を聞きながら、より適切な行事等の運営に努めていきたいと思う、と回答

貞廣委員

まず1点質問であるが、この教育課程検討委員会の提言は、何年くらい先を見据えた想定をしているのか。教育課程検討委員会という非常に包括的な名前からだと、来年度から移行措置になる新しい学習指導要領への対応、社会に開かれた教育課程、カリキュラムマネジメント、主体的・対話的で深い学び、というものをどのように学校で展開するのかという提言があって、こうしたピンポイントな指摘がある、といった造りになっている方がしっくりくると思うが、そのような総合的な部分がなく、ピンポイントだけになっていることに違和感を感じる、と質問

三角教育総務課長

習志野市教育課程委員会について、委員から御指摘があったとおり、かなり幅の広い範囲を取扱って検討していく会議としており、来年度以降も引き続き検討していければと思っている。平成29年度の検討については先ほどの説明したように、懸案事項や今日的課題などに絞って協議していただいたため、新しい指導要領等に基づいた教育課程の検討といった内容については、また引き続き協議したいと考えている、と回答

貞廣委員

大変、力のある先生方が習志野市で働いていると思うが、やはり次期の学習指導要領はかなり大きく転換されており、戸惑う部分もあるかと思う。ぜひ、教育委員会でもサポートをすることを意識してほしい。それに関連して要望であるが、提言にもあるが次期の学習指導要領で、移行期間を含めておそらく一番大変になるのは小学校5・6年生の外国語が増えるところかと思われる。現行でも先生方が働いている時間が限界に来ている中で、懸念される場所である。資料にも、キツキツにならないように工夫をするよう提言しているが、千葉県の教育委員会の指導課の方でも色々と工夫のアイデアを考えているようであるので、県の資料も活用しながら進めてほしい。小学校5・6年生の先生方は、「英語を教える」というだけで大きな黒船がやって来たような感じであると思うため、ぜひ、教育委員会の方でもしっかりサポートをしてほしい。重ねてお願いしたい、と要望

上原指導課長

教育委員会としては指導力の向上、あるいは指導する環境を整えるサポートをしっかりとしていきたいと考えている。また、教育課程に係ることであるため、最終的には各学校の校長が決める場所であるが、その判断のためのサポートになるような資料・情報提供を積極的に行っていきたいと考えている、と回答

梓澤委員長

提言については、現場の意見や国の動向を反映しているとしている。教育委員会としても受け止める必要があると思うが、これは全ての案件で言えることだが、ここに至るまでの過程を共通理解する必要があると思う。そこで、委員の選考基準と協議の回数等について説明してほしい、と質問

三角教育総務課長

委員の選考基準については、教育課程は各学校の校長の判断がかなり大きくなっていくため、校長会からの代表を2名、そして、入学式や制服等といった点については保護者の方の意見も聞きたいという考えから、習志野市のPTA連絡協議会から2名出させていただいて委員会を立ち上げた、と回答

梓澤委員長

できれば、資料として協議の経過などが分かるものを提出してもらえば、もっとよく分かると思うので、よろしくお願ひしたい、と要望

三角教育総務課長

協議については、まず5月に第1回の会議を開いた。校長会、PTA連絡協議会の代表の方に参加していただいているので、それぞれの団体に戻り、意見の取りまとめをお願いし、9月に開いた第2回の会議の中で、それぞれの団体からの報告を行った。その後、事務局にて提言案を作成し、10月の3回目の会議にて協議していただいた。そして、10月31日付で教育課程検討委員会からの提言を受けた。また、その会議の詳細な内容については後ほど資料を提供したい、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された

報告事項(5) 習志野文化ホール大規模改修工事 内容の変更について (社会教育課)

奥井生涯学習部副参事

社会教育課から報告(5)「習志野文化ホール大規模改修工事 内容の変更について」、報告する。習志野文化ホールについては、今後20年間のホールの安全性及び機能維持を目指し、2年間の設計業務を経て20億5千191万円を予算化し、平成30年1月より、休館を伴う大規模改修工事の実施に向け準備を進めてきた。こうした中、モリシア津田沼の信託受益権を取得した野村不動産株式会社から、今後の施設経営や周辺地域の活性化への協力依頼を受け、習志野市長は、文化ホールの大規模改修工事の内容を早急に再検討することを市議会に報告、教育委員会もその旨の通知を受けた。このことから、社会教育課としても施設再生課との協議を重ねてきた。この度、平成29年11月13日付け総政第39号で、習志野文化ホール大規模改修事業の見直しについて、習志野市長から教育委員会宛に同ホールについては、利用者の安心・安全確保を第一に必要な最小限の費用をもって改修を行うよう、検討の依頼があった。この依頼を受け、施設再生課をはじめとする関係各課との協議、ホールの運営を担う公益財団法人習志野文化ホールへのヒアリング等を踏まえ、工事内容を見直した結果を報告する。

今回の見直した後の工事で実施しようとする内容は、大きく3つある。1つ目として、客席の絨毯の改修、2つ目として舞台の木製床及び舞台機構の改修、3つ目として、トイレの改修である。1つ目の客席絨毯改修については、摩耗による絨毯の破れ等が特に大きく見られるメイン通路部分について、利用者が転倒する恐れがあるため、実施しようとするものである。2つ目の舞台の木製床・舞台機構の改修については、舞台の床面の損傷により利用者が怪我をする恐れがあること、また照明などの釣りもののワイヤー部分に劣化が見られるため、実施しようとするものである。3つ目のトイレ改修は、利用者から特に要望が多い和式便器の洋式化である。ホール客席の天井耐震改修ほか、全10項目の耐震工事内容については、今回の調査結果等から当面の間は機能性及び安全性を確保できると考えられることから、今回工事の実施は見送ることとしたいと考えている。

休館期間については、設計の見直しに一定の期間を要しており、かつ、工事の種類が複数個所に渡るため総合的な調整が必要であるということ、工事の手順等もあるため工程管理は怠ることができないことから、大幅な休館期間の短縮は見込めないという確認をしている。また、文化ホールの使用申請は12カ月前からとなっており、利用者の皆様には平成30年中の1年間は休館するということが認知されていることもあり、休館期間を数か月程度短縮することによって、かえって混乱が生じるのではないかとことも考えられる。よって、当初の予定どおり、休館は平成30年12月末までとし、休館が始まる時期は成人式・賀詞交歓会が終わった平成30年1月15日からとし、変更しないままとするよう考えている。なお、具体的な工期や工事に係る金額については、現在、施設再生課で積算中である、と概要を説明。

原田委員

習志野文化ホールは非常に利用頻度が高いので、工事内容が大幅に縮小されたわけだから、1年の休館期間をできるだけ短縮してほしいが、何か方法は考えているのか、と質問

奥井生涯学習部副参事

同じような意見は多くある。まず、施設再生課と協議をする中で、工事規模は大きく減るだろうと

いうところはあるが、工事自体の工程管理をする中で、何ヶ月も短くなるというような状況ではないようである。具体的には、工事手順の工程管理が必要で、工事期間そのものはある程度の日数がかかるということである。また、本来であれば平成29年7月、8月から動き始めて10月頃には業者も決まっているというところが、現在このような状況の中、まだ実際に設計作業中であり、具体的な契約作業もこれからという中でかなり着工も遅くなってしまっており、相当期間短縮することとはなかなか難しいと考えている、と回答

原田委員

工事の内容を見ると、簡単な工事だけのように思える。例えば、何かを導入して大々的に工事をするというような大幅な工事はない。できるだけ工期を短くして対応することが筋なのではないかと個人的には思う、と発言

遠藤学校教育部・生涯学習部副技監

工事のこともあるため、技術的なことから話したいと思う。委員から話があったように、当初10数項目にわたる工種を実行しようということで、今後20年間使用する前提の大規模改修をしようとしていたが、大きく3つの工事で工事の項目としては少ないが、様々な手戻りが無いよう総合調整等を行うことから、単に工種が減ったことによる工期の縮減はなかなかできないのが現実である。また、これも先ほどの説明の最後にあったが、現在、施設再生課において工期についてしっかりと調整をしている最中である。正式には、年明けに入札業務に依頼をかけ、工事業者が決まるのが平成30年2月中下旬、早くも1月中下旬ということになると、工事着手は年度末から年度明けに入って初めて行うということが現在の状況であろうと推測している。このようなことから、利用いただいている皆様には不便等がかかるが、しっかりとした機能性の向上、利便性の向上、トイレの改修など、利用していただく方が「快適になった」と喜んでもらえるような施設改修を、工事業者には取り組んでももらいたいと思っている、と回答

原田委員

理解はした。ただ、この件について「意見があった」ということは覚えておいてほしい、と要望

古本委員

私も原田委員と同じで、やはりこれはまずいと思う。もし、民間企業でこのようなことを行ったら、「うちの会社を潰すのか」ということになってしまうと思う。施設があって、工事が縮小、しかも工事がいつ始まるか分からない中で、使わなくなって、もしこの時に借金を払っていたり固定資産税を払っていたりしたら赤字になる。利便性の向上と言っているが、この中で利便性の向上というとトイレの工事だけになってしまうのではないか。これはマスコミが見てもそう思うと思う。これで、教育委員会が素直に了解するのは、やはりおかしいと思う。このことについては、どう思うか、と質問

遠藤学校教育部・生涯学習部副技監

今回、習志野文化ホールを20年間しっかり施設維持をしていくための大規模改修工事として、20数億円あまりのお金が予算化された。しかし、今回、野村投資顧問からディベロッパーである野村不動産株式会社に、信託受益権という土地建物の権利関係が全面移行した。取得をした野村不動産株式会社は、「地域の活性化やその賑わい等に社を挙げて、総力を挙げて取り組んでいきたい」という意向を市に示した。このことから、20年間施設を維持するための工事費20億円という限りある税を投入して改修工事を行っても、短期間で取り壊しになりかねないということと、

市として考えた。要するに、何を優先してこの短期間であっても御利用いただく方に、市としてどのようなサービスを提供できるかを真剣に考えた中で、税の執行もしっかりと考えた上で、当然、市の他の様々なサービスに予算を転換するというのを、今後しっかりと考えていきたいと思うので、理解していただきたい。

古本委員

言っていることはまさにそのとおりである。「無駄遣いしろ」ということではなく、「ある資産を使おう」と思っているだけである。目的はみんな同じだと思う。習志野文化ホールは市や市民の財産である。市民の財産を最大限、市民が使えるように考えた方が良いのではないか。当然、それぞれの調整等もあるのは分かるが、一般的には「何をしているんだ」と感じると思う。そう思うのは、私だけなのだろうか、と質問

遠藤学校教育部・生涯学習部副技監

工期については繰り返しになるが、現在しっかりと調整をしていくという段階である。それぞれ工事には、請け負った責務として様々な資材を調達しなければならない。様々な関係団体等に話を聞いていると、特に舞台機構、例えばワイヤーや特殊な機材、モーター等は調達に時間がかかるのではないかと声もある。特に、工事の資金として当初は20数億円程度をかけようといったものは、習志野市議会9月定例会で契約議案として上程をし、可決いただき、そこから調達等の準備をして、速やかに工事に着手できるような段取りを考えていた。これが、御利用いただく皆さまへの閉館期間を短くする一つの大きな工夫であった。このような中で、今回は正式に事業者契約を結ぶのが半年近く遅れるということになり、明年1年間の中でいかに工事を終わらせるか、約束した12月末という工期をいかに履行するのかということが市の一番の使命であると考え。この使命をしっかりと果たすような努力を今、しているところである。それを少しでも前倒しできるような努力は、今日の意見をしっかりと持ち帰り、本市の技術職員にしっかりと伝えて対応を考えていく、と回答

古本委員

自分の娘も音楽をやっているが、既に「来年、習志野文化ホールが使えなくてどうしよう」と、困っている状況がある。その状況を見ている中で、「いつ工事が始まるかまだ分からないが、ここまで休む」というのでは納得がいかないと思うので、調整が大変なのは分かるが、ぜひ必要最小限の閉館期間にしてほしい。市の施設であって、営利団体の施設ではないが、「みんなが使える」ということが市のためだと思うので、必要最小限で調整をお願いしたい。あくまでも希望である。大変だと思うが、よろしく願いしたい、と要望

貞廣委員

備考欄にある「当面は」というのは、どのくらいの期間を想定すれば良いのか。この質問をするのには、2点理由がある。1点は、これから20年使う中で約1年間休館するというのであれば、皆さん納得がいくと思うだろうが、「当面の間」で1年も休館されると古本委員や原田委員が言うように、納得することは難しいと思う。ぜひ短縮について検討してほしい。もう1点は、当初予定していた工事について安全性に関わっての質問である。この点については、過去の定例会の中で、事務局と教育委員との間でやり取りをしたと思うが、今回見送っている工事内容を見ると、天井の耐震改修や非常用放送設備、防火シャッターなど、まさに安心・安全に関わる部分が見送られている。本当に「当面の間」大丈夫なのかという懸念が拭えない部分があるので、そこを確認したい、と質

問

遠藤学校教育部・生涯学習部副技監

まず、「当面の間」とはどのくらいの期間を指すのかということについては、非常に難しい質問だと思う。これは、権利を有している野村不動産株式会社の事業着手に係ることである。ただ、大規模改修工事に20数億円の予算を計上しているということを相手方に申し伝えた中で、「全社を挙げて活性化等に取り組みたい」という文面が上がっていることを考えると、この「当面の間」というのは10数年に渡るということではないと睨んでいる。その中で、御指摘のあった特定天井等の部分であるが、御存じのように平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、習志野文化ホール及びモリシアホールの天井の一部が崩落した。その天井については、その後、改修工事をした。改修に当たっては、当時の建築基準法に基づく基準に適合するのは当然のことながら、それにプラスアルファで補強を講じている。しかし、国では習志野文化ホールだけでなく、その当時報道された九段会館、仙台市のスポパーク仙台、川崎市のシンフォニーホールといった大きな天井を構成しているものが崩落した事実を受けて、その後、大幅に基準の見直しをした。このような基準の見直しがあったが、時の法律に適合しているものは「既存不適格」ということで、法的な手続きを開始しない限り、特段の改修は必要ないということが法律の基本的な考えである。しかし今回、当初計上したのは20年間を超える中で維持・管理をしていく施設であるならば、この不適格なものも能動的に改修工事に取り組んでいかななくてはならないと考えたものである。定例会で予算を審議していただく中で、「この天井が危険だ」というような発言があったということも聞いている。その発言があった時に、技術職員としてしっかりと審議に参加していれば今のような話ができたと考えている。これと同様、防火シャッターやエレベーターの改修など、今回入れたものは全て既存不適格の案件についてである。これは、長期にわたって使用していくという根本的な考えの中から、市が自ら能動的に改修をしていこうということである。今後、20年間使用する見込みがないのであれば、通常の日々管理や習志野文化ホールで3年に1度、建築基準法に基づいて義務付けられている定期報告で対応していきたい。このような定期報告の中で、しっかりと第三者管理の目も通しながら、指摘していただいたものについては予算計上する対応を、当面の間しっかりと行っていきたいと考えている、と回答

貞廣委員

平成23年度基準の法規に照らして、現時点でも技術的な観点から見て、当面の間は安全だということが確認されているという理解をしても良いのか、と発言

教育長

習志野文化ホールの改修工事の変更については、改修工事に取り組もうという途中で変更が生じた。工事の縮減の話があったが、改修工事の内容は安全を優先して提案してきたと思う。その中で、とにかく、多少お金がかかっても「安全」を最優先に考えてほしいと言ってきた。当初、約20億円と言っていた改修工事費用が5億円、3億円と段々減額した。5億円だから良いとか3億円だから良いということではなく、とにかく安全のためであれば10億円かかってもやらなくてはならないと話してきたので、その次に機能性などについても考慮していただけるのだろうと思う。今回、提案した内容については十分に検討した上での提案だと思う。色々な意見があったが、これからはしっかりと注意して取り組んでもらいたい、と発言

遠藤学校教育部・生涯学習部副技監

1点だけ、特に安全面に配慮ということで今回、舞台機構関係の工事を実施することとした。この舞台機構、特に釣りものについてはかなりの重量がある。先程述べた、3. 11の震災の時には釣りものが大きく揺れ動いたという報告を受けているが、ワイヤー等については取り替えを行っていない。落下という事実がなかったので交換をしなかったという経過がある。しかし、金属疲労をしているのではないのかという懸念が払しょくできないことから、今回、舞台の上で演じていただく・御利用いただく市民の皆さま、団体の方々などの安全を考えて、舞台機構のワイヤーについてはしっかりと改修することとした。今回はホール客席の天井等については既存不適格となっているが、安全であると考えている。しかし、「見えない部分」において、また、法ではなかなか確認がとれないところについては、安全についてもしっかりと配慮した中で、舞台機構の工事の積算をしている最中であるので、ぜひとも御理解いただきたい、と発言

古本委員

今回、実施を見送った工事内容は実施しないのではなくて、ディベロッパーが今後の方針を決めていくようになるのに合わせて、再度考えてもらえるという認識で良いか、と質問

遠藤学校教育部・生涯学習部副技監

野村不動産株式会社で、今後どのような事業展開をするのか、JR 津田沼駅南口にある建物、要するに今のモリシア津田沼を大規模改修によって維持をしていこうとするのであれば、当然、習志野文化ホールのリニューアルの段階で今回実施を見送った工事についてももう1回盛り込み、再検討しなければならないと思う。もう一方で、野村不動産株式会社という日本有数の大手ディベロッパーが、「全更新・建替え」という方針を出せば、規模も含めた習志野文化ホールそのもののあり方について、今、使っている方々の声なども拾いながらどのようなホールとしていくことが、習志野市の50年、100年先の習志野市の文化を守っていくことになるのか、ということについては教育委員会と連携をしながら協議を進めていくことが肝要であると思う、と回答

古本委員

適時、一番良いと思うものを選び、取り組んでもらいたい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は了承された

議案第33号 平成29年度末及び平成30年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について (学校教育課)

高橋学校教育課長

最初に、資料に誤字があった。新旧対照表の変更点の部分のうち、「かつ効果的な」という文言があるが、「効果的」ではなく「効率的」の間違いである。同じように、他にも資料に「かつ効果的」と書かれている部分については、訂正をお願いしたい。

それでは、前回の教育委員会定例会で市立習志野高等学校の人事異動方針について審議していただいたが、今回については小学校及び中学校の人事異動方針について審議していただく。この人事異動方針については、千葉県教育委員会に準じて本市教育委員会でも定めている。資料にあるアンダーラインが引いてあるところが千葉県の人事異動方針に準じて変更したところである。他にも、千葉県教育委員会と習志野市教育委員会の人事異動方針の対照表や千葉県

の人事異動方針の内容について記載している。教育委員会としては、この千葉県の人異動方針に則り、適切な人事異動に努めていきたいと考えている、と概要を説明

原田委員

私は、小学校・中学校に随分行かせてもらったが、願いがある。これからまた、大勢の先生が入れ替わると思う。ぜひ、年齢構成のバランスを考慮して人事異動を行ってほしい、と要望

高橋学校教育課長

その点については、十分対応していかなくてはならないと思っている。どの年代もバランスよくいるということが、教育の伝承には必要不可欠なことだと思うため、バランスをよく考えて人事異動等を県に要望していきたい、と回答

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第34号 平成29年度末及び平成30年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について (学校教育課)

鵜沢学校教育部主幹

議案第34号「平成29年度末及び平成30年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について」、説明する。これは昨年度示した方針と変更はないが、習志野市子ども・子育て支援事業計画を念頭に置いて、就学前の質の高い教育・保育が適切に行われるよう、一層の充実を図るための適材適所の人事配置を考えていきたいと思う。また、平成31年度の第七中学校区の子ども園及び大久保子ども園の開園を見据えたスムーズな移行ができるよう、職員体制を整えて行きたいと考えている、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第3号 平成30年度～平成32年度習志野市特別支援教育推進基本方針について (指導課)

上原指導課長

協議第3号「平成30年度～平成32年度習志野市特別支援教育推進基本方針について」、説明する。まず、提案する基本方針の策定の経緯について説明する。

千葉県教育委員会は平成29年10月に第2次千葉県特別支援教育推進基本計画を策定した。また、本市においては第3期習志野市障がい者基本計画が平成27年3月に策定されており、現在、第4期習志野市障がい者基本計画の策定中である。教育委員会としても、習志野市教育基本計画の施策の「2. 特別支援教育の充実に向けた取り組みの進展」を掲げ、指導課としても本年度も特別支援教育を指導重点事項に掲げ、その充実を図っているところである。しかし、現在のところ、教育委員会として特別支援教育に係る基本方針が策定されていない。教育委員会とし

て、特別支援教育に係る基本方針等の策定が特別支援教育の今後の方向性を定めていくためにも、特別支援教育の整備を具体的に進めていくためにも、喫緊の課題であるものと認識している。そこで、指導課が事務局となり、教育総務課、学校教育課、こども政策課、障がい福祉課、ひまわり発達相談センターといった関係機関の代表者を集め、本年度4回、特別支援教育推進に係る検討を進めてきた。

それでは、内容について説明する。基本方針は5つの柱から構成され、その中に1ないし3の小項目が設定されている。それでは、基本方針について説明する。まず、進むべき基本の方向性として、「共生社会の形成に向けた、地域で共に育ち、学ぶ教育の推進」ということを目指し、「インクルーシブ教育システムの構築をめざした5つの柱」ということを掲げた。1つ目の柱である「連続性のある多様な学びの場の提供の推進」については、現在設置されている各種特別支援学級や通級指導教室の内容の充実と共に、教育的ニーズを踏まえた新たな整備を柱としている。また、一昨年度開設した県立習志野特別支援学校が小学部のみとなっているところから、県の整備計画を踏まえ、中等部及び高等部について今後の協議・検討事項として位置付けている。2つ目の柱である「ユニバーサルデザインの視点での教育の推進」、これについては、特別な配慮を必要とする児童生徒に限らず、特別支援教育の視点で誰にでも分かりやすい学びの環境や内容を推進していくというものである。3つ目の柱である「特別支援教育に関する理解、啓発、専門性の向上の推進」については、特別支援教育に関する専門性の向上や学校全体で取り組む特別支援教育の推進、教師や児童生徒の障がい理解に係る啓発などを推進していく。4つ目の柱である「交流及び共同学習の充実を推進」については、中央教育審議会の答申「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」や第二次千葉県特別支援教育推進基本計画で積極的に推進されているものである。特別支援学級や特別支援学校と通常学級との交流学習についても、習志野市でも学校への啓発を図り、推進していきたいというものである。5つ目の柱である「早期からの就学相談と適切な就学に向けた関係機関等との連携を推進」については、適切な就学を図るためには早期からの就学相談を計画的に行うとともに、就学前だけでなく就学後のフォローアップについても福祉の分野やデイサービスなど関係機関との連携を図り推進していきたいというものである。

この5つの柱を受けた具体的な取組みについては、資料にそれぞれの柱に沿って設定をしている。この具体的な取組みを年度ごとに重点事項を定めて、より詳細に事業に反映するというところで推進を図っていききたいと思っている。また、この基本方針に基づいて新たに検討する整備計画に基づく、市内特別支援学級や通級指導教室の整備については、新ためて後日提案をする予定である、と概要を説明

原田委員

学校訪問をすると、普通教室のクラスの中に何人か、授業についていけない子どもがいる。校長に、「非常に難しく、親の理解を得られない」と言われた。昔は障がいを持っている子どもでも「普通学級に入れてくれ」と言う保護者が多かったが、今は保護者の意識がだいぶ変わってきている。しかし、なかなか理解してもらえない保護者の方もいる。そこで、要望であるが、習志野市特別支援教育推進基本方針の「V 早期からの就学相談と適切な就学に向けた関係機関等との連携を推進する」を充実してほしい。普通教室で不応を起こしている子どもがいると思う。学校現場でスムーズに授業が展開できるように、ぜひ力を入れてほしい、と要望

上原指導課長

就学前の相談は、大事なものであると思っている。本年度は特別支援教育の説明会を全市的に

行った。また、就学に係ることであるため、幼稚園や保育園・保育所とも連携をしっかりと図っていききたい、と回答

原田委員

一昨日も特別支援学級を見てきたが、非常に手厚い指導を行っている。例えば、説明会の時などに「習志野市教育委員会は特別支援教育に関してこんなに力を入れている」ということを、ぜひアピールした方が良いと思う。習志野市の特別支援教育担当の先生方は本当によくやっていると感じる。ぜひアピールする場を設け、特別支援教育への理解をしてもらうことが大事だと思う。よろしくお願ひしたい、と要望

上原指導課長

これからも頑張っていきたい、と回答

貞廣委員

説明のとおり、この基本方針の策定は喫緊の課題であり、大変良い試みであると思う。ぜひ、この基本方針に基づいて漏れのないよう総合的に対応してほしいと思う。1点質問であるが、5つの柱の具体的な取り組みのうち、「I-2(2)現在設置している特別支援学級等の設置形態の変更を検討」というのは、具体的にどのようなことを考えているのか教えてほしい、と質問

上原指導課長

特別支援学級等の設置形態については、通級指導教室という学びの場の形態の変更も検討内容に入れていきたいと考えている。当然、今行っている特別支援学級についても残しつつ、そのような学びの場の設置形態の変更も検討していきたいと考えている、と回答

貞廣委員

単純に言うと、通級指導教室を増やしていくということか、と質問

上原指導課長

学校の配置の状況あるいは人的な配置もあるが、できたら今よりも通級指導教室を増やしていきたいと思っている、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、協議第3号は終了した。

協議第4号 次回教育委員会定例会の期日について協議し、平成29年12月27日(水)午後1時30分に決定された

<報告事項(2)、(3)、議案第32号、協議第1号、第2号については非公開。

ただし、報告事項(3)については、平成29年11月27日をもって、

協議第1号及び第2号については、平成30年2月20日をもって

市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。>

報告事項(2) 平成29年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の授与について
(教育総務課)

三角教育総務課長

平成29年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の授与について、概要を説明

報告事項(2)は了承された。

報告事項(3) 平成29年度教育費予算案(12月補正)について (教育総務課)

三角教育総務課長

報告事項(3)「平成29年度教育費予算案(12月補正)」について説明する。報告事項(3)については、平成29年教育委員会第10回定例会において議決され、市長に申し入れを行った補正予算についての報告である。

平成29年度 教育費予算案(12月補正)は、市長事務部局と協議を重ねた結果、(1)債務負担行為については申し入れを行った期間 6年、限度額、委託料1億4千575万5千円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内に対し、申しれどおりの期間及び限度額が確定した。この補正予算案は、11月27日から開会予定の平成29年習志野市議会第4回定例会に提案することで協議が整ったので、報告をする、と概要を説明

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

議案第32号 平成29年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について(教育総務課)

三角教育総務課長

平成29年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について、概要を説明

採決の結果、議案第32号は原案どおり可決された。

協議第1号 平成30年度習志野市教育行政方針(案)について (教育総務課)

三角教育総務課長

協議第1号「平成30年度習志野市教育行政方針(案)について」、説明する。これは、平成30年度の教育行政を展開していく中で、「平成29年度習志野市教育行政方針」、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価(平成28年度対象)」や国・県の動向を踏まえ、「平成30年度習志野市教育行政方針(案)」を作成したものである。教育委員会が新年度、来年度平成30年度の教育行政を執行していくにあたって、教育行政運営の基本的な考え方や主要な施策などについて示したものである。この教育行政方針は、資料のとおりA4サイズで10ページ程度の内容を予定している。

本市の教育基本計画に位置付けた施策体系、4つの政策と18の基本方針、基づく施策及び小施策ごとに、平成30年度に重点的に取り込む項目を掲げてある。「○印」の項目は、前年度からの継続事項として、「◎印」は新規及び重点事項である。

今後、本日の協議内容を受けて、改めて「平成30年度習志野市教育行政方針(案)」を作成し、最終的には平成30年教育委員会第2回定例会で議決事項として提案する予定である。また、今年度は施策等が分かりやすく・見やすくなるように、「平成30年度習志野市教育行政方針(概要版)」を作成する予定である。これは、資料のとおりA3用紙を2つに折ったものになっている。

それでは、内容について説明していく。市では、平成26年度から平成37年度までを計画期間とする基本構想、目指すべき姿を「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」と定めているところである。このような中で、教育委員会では平成26年3月に「豊かな人間と優れた創造性を育む習志野ひとづくり」を基本目標に、教育基本計画を作成している。この基本目標の実現に向け、学校・家庭・地域社会が連携・協働して子どもたちの「生きる力」を育むとともに、全ての世代の市民が夢をもって学習活動に取り組むことができる生涯学習の構築に努めているところである。

平成27年度に実施した市民意識調査では、「いじめ、不登校を生まない教育の推進」、「教職員の質の向上」、「確かな学力を培う教育の推進」といった、いじめ、不登校に対する教育や教職員の資質向上に関する要望が高く挙げられている。また、生涯学習・生涯スポーツの施策としては、「公民館、図書館等、生涯学習施設の整備」といった各種施設の整備・充実、活動機会の拡充に関する要望が高くなっており、このほか、図書館の充実を要望する声も挙げられている。子育て支援施策で特に取り組むべきだと思うものについて、「子育てと就労の両立支援」、「保育メニューの充実」や「経済的支援の充実」に加えて、「放課後児童会の充実」といった要望も挙げられている。これらのことを踏まえながら、平成30年度の習志野教育の指針となる行政方針を策定しようとするものである。細かい内容については、この後の平成30年度教育費当初予算案の協議の中で、説明させていただく、と概要を説明

古本委員

習志野市の教育の「これは他市には負けないぞ」というような特色・特徴は、何か行政の中で何か考えていることはあるのか。最近では音楽の分野で、市内の小・中学校、高等学校が全国大会で金賞をとるなど実績が上がっている。そのようなことを深めていくのか、それとも特に他市と差がつかないよう、例えば、図書館の充実度や図書館司書の充足率などを他市と同じレベルにしていだけなのか。それとも何か特別なことをしていこうと考えているのであれば、教えて欲しい。非常に曖昧な質問で申し訳ないが、そうでないと教育行政方針がただ当たり前のことが書いてあるものになってしまうと思うので聞いた、と質問。

三角教育総務課長

なかなか、厳しい質問をいただいたと思う。まず、市内においては何かの特化するようなことはせず、市内のどこに住居していても同じレベルの教育もしくは生涯学習の環境を整えるように考えている。市外と言った点については、少し前まで「都市間競争」という言葉があったが、「勝つ」という点も当然求めていくところではあるが、「勝負」となると必ず勝ち・負けがついてくるものである。そういういった中では、「他市に比べて習志野は特に素晴らしい。だから、習志野に住もう」というような特徴をつくっていくということは、市全体として非常に強く考えていかななくてはならないところである。教育委員会が所掌する生涯学習・学校教育といった分野については市内では差をつけなと言ったが、他市よりも何が優れているのか、何をPRポイントしていくかについてはしっかりと

見定めていく必要があると考える、と回答

古本委員

多分、特徴を出すのは難しいと思う。皆さん勤務している場所は様々であるし、市民もずっとその町に住んでいるとも限らない。ただ、予算の配分などを考えていく中で、他市と比べて足りないものは重点的に配分していかななくてはならないのかと思った。何か特別なものがあるならば、やはりそこには重点的に予算をつけることを考えていかななくてはいけないと思うし、もし、そういうわけではなくて、一般的に行っていくのであれば、言い方は悪いが他市に比べて劣っているところ、充足率が悪いものがあるならば、埋めていくような努力が必要なのではないかと思った。これに関しては、次の平成30年度教育費当初予算案に対しても言えることである、と発言

櫻井学校教育部長

補足という形で説明をする。習志野市教育委員会の方針として明確には謳っていないが、義務教育である小学校・中学校、そして高校と進んでいくが、さらに社会に出て、成人になって、人間的に成功してもらいたいと考えている。義務教育については学校を選べない、通う区域が決まっているということで、まず、教育の平等性を確保することが重要であり、本市は市立高校も持っているので高校に繋げたいということを考えている。現在、習志野市で夢をもって高校生になっている子どもたちがいるということは、「音楽」が本市の売りになってくると思う。ただ、音楽だけでなく学力的にも魅力ある習志野高校をつかって、将来的に定住してもらえようような子どもたちを育てていくという理念はあると思う、と回答

古本委員

ぜひ、今の「社会人になって、成功していくような子どもを育てたい」といったような文面が入っていると、さらに分かりやすいのではないかと思う。それが聞きたかった、と発言

教育長

予算編成の中でずっと話してきたことがある。本市は昭和45年に文教住宅都市憲章を掲げて進めてきた。その中の「文」と「教」について、教育委員会として考えないわけにはいかないと思う。そして、文教住宅都市憲章を制定して40年～50年あまり経って、ある意味では大義も経年劣化するところまで来た。ここに来て、大久保地区の公民館や図書館の再生事業により、古いものを新しくしていくことでこれからも教育を進めていく。その大義として、持続可能な文教住宅都市憲章が謳われた。要するに、文教住宅都市憲章をこれからも維持していくために、今までをしっかりと振り返って、新しい文教住宅都市にふさわしい政策を考えてほしいことから、予算編成時に「自分の課はこのお金が文教住宅都市憲章の予算になっている」と言えるような予算要求をしてほしい、と職員に伝えてある。なかなか予算と大義を一致させるには難しいところもあると思うが、そういう気持ちを職員は持っていると思う。本市は小さなまちで、子どもたちの教育で大事にしていくことは、今も文科省も社会も体験学習の充実ということであると、ずっと言ってきた。本市の小学校4年生～6年生が毎年2泊3日で鹿野山にて体験学習をするということは、どこの市にも負けない素晴らしい取り組みであると思う。この取り組みをしっかりと充実させていくことが本市の教育の大きな柱になっていくので、できれば体験学習に相当大きな予算をかけてほしいと思っている。また、内部改装をするなど、近代的な体験学習の施設にしてほしいという思いもある。それから、市内7校の中学2年生が富士吉田に2泊3日でホワイトスクールやキャンプを行っており、習志野市では到底経験できないことを子どもたちは経験していると思う。富士吉田青年の家は生涯学習部の所管で

あるので、これを充実させ、子どもたちや市民の方が手軽に経験してもらえようハード面を準備することも、教育には大事なことであると思う。そのほかに、教育にはソフトの面とハードの面があるため、できるだけ地域間格差のないハード面とソフト面の準備をし、機会均等をしっかりとやっていくような予算編成に取り組んでほしいという話をしている。これから少しずつそのようなことが出てくると思っているので、御理解いただきたい、と発言

古本委員

はじめ、この資料を読んでいる中ではそこが分かりにくかった。職員の皆さんそれぞれが「このようにやりたい」という気持ちがあるので、ぜひ、分かるような形にしてほしい。紙である必要があるか分からないが、この資料の中には「経験を活かす教育がしたい」「地域格差をなくしたい」などが書かれていない。みんなが思っていることなので、そのようなことが何か分かるような形があると分かりやすいと思う。そうでないと、普通の教科書に書いてあるとおりのことだけになってしまい、「どうするんだろう」と考えてしまう。皆さんが色々と考えていたり思っていたりすることを形で何かできないかと思い、質問した、と発言

三角教育総務課長

今、御意見をいただいた「思っていること・伝えたいこと・どうしていきたいか」という考えの部分をどう表していけるか」ということについては、少しずつという形になってしまうかもしれないが、伝えることを大事にしていきたい、と回答

原田委員

古本委員の意見に関連するが、習志野市は先ほど教育長が体験学習などをとても大事にしているのでこれからも充実させたいと言っていたが、それは幼稚園から始まり、小学校、中学校で行っている。その活動を紙面やホームページなどに載せているのか、と質問

三角教育総務課長

「こういった活動をしている」というような詳しい内容までは載っているか確認していないが、自然体験学習の施設として、本市では鹿野山少年自然の家、富士吉田青年の家を持っているということが書いてあるホームページの中で、「本市の子どもたちが利用している」ということを触れている、と回答

上原指導課長

補足説明をする。体験活動の様子、特に本市の特色のある教育活動の内容については、毎月、学校教育だよりを発行し、紹介しており、紙で配るだけでなくホームページにも公開をしている。また、各学校のホームページの中で、体験学習の様子などをアップしているところもある。行政も努力しなければならないところであるが、学校現場でもそのような活動に取り組んでいるところであると認識している、と回答

原田委員

やはり、習志野市の教育を知ってもらうという意味で、保護者や地域の方にどのようなことをやっているかが分かるような形で取り組んでもらえれば、結構である、と発言

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

協議第2号 平成30年度教育費当初予算案について

(教育総務課)

三角教育総務課長

協議第2号は、平成30年度予算編成にあたり、新規に取り組む事業等について協議をするものである。資料は、教育行政方針(案)に基づいて具体的に取り組む新規事業等を記載したものと、その事業の内容等についてまとめたものである。

平成30年度の予算編成方針について説明する。本市では、基本構想に掲げる将来都市像である、「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」の下、自立的都市経営に取り組んできたところである。平成30年度は、大久保こども園、学校給食センター、第二中学校体育館や中央消防署谷津出張所の竣工、さらに、大久保地区公共施設再生事業や谷津小学校建替工事の着工など、公共施設再生計画第一期の取組を加速化させるとともに、前期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた各種施策の確実な達成に向け、取り組んでいくことを基本方針として、5つの重点事項が示された。教育委員会を含めて全庁的に、これに基づいて、予算編成に取り組むこととなる。5つの重点事項とは、「誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉を充実すること」のほか、教育委員会に直接係る事項については、「子どもが健やかに育つ環境の整備を推進すること」、「未来をひらく教育と生涯にわたる学びを推進すること」、「公共施設再生計画に基づく、公共施設の再生及び暮らしを支える都市基盤の整備の推進」、また、「第一次経営改革大綱の着実な実行による財政健全化の推進」である。

予算編成にあたっての総括的事項として、経常的経費は「庁内分権型予算」による配当方式、臨時的経費や政策的経費、扶助費は、要求に基づく一件査定方式により、予算編成に取り組むこととなっている。予算編成のスケジュールについては資料のとおりであり、最終的には、平成30年度教育費当初予算(案)として確定したものについて、来年の教育委員会第2回定例会の中で報告する予定である。教育委員会における予算編成の考え方については、先ほど示した教育行政方針に則ったものである。

次に、目標を達成するための方針については、本市教育基本計画に位置付けられた4つの政策と18の基本方針に基づき、事業を展開していく。

ここから、具体的に取り組む新規・拡充事業について説明する。基本方針3の「信頼を築く習志野教育の進展」として、「児童・生徒教育相談員推進事業」では、不登校やいじめの発生率などを考慮し、スクールカウンセラー、教育相談員を配置していない小学校に対する新たな教育相談員の配置に取り組む。「特別支援教育推進事業」では、藤崎小学校での自閉症・情緒障がい特別支援学級の平成31年度開設に向けて、取り組みを進める。基本方針4の「子どもの生きる力を育む教育の充実」として、「校務用パソコン推進事業」では、市内小中学校のシステム環境を調査し、国の基準に照らし合わせ、無線環境等を構築するための設計委託を実施する経費を計上する。「教育文化推進事業」では、小・中学校の学校教育活動における関東・全国大会等に、県代表として出場する際に交付する、奨励金の予算増額に取り組む。また、平成30年度は3年に1度の「ならしの子ども美術館」の発行の年となることから、作品集作成及び原画原作作品展の開催に係る経費を計上する。「児童・生徒教職員健康管理費」では、小学校及び中学校1年生に対して実施する心電図検査について、検査項目を拡充した検査内容に変更するための経費を計上する。「オリンピック・パラリンピック教育推進事業」では、平成29年度から30年度まで、秋津小、香澄小、第七中の3校が、オリンピック・パラリンピック教育推進校の指定を受けたことにより、3校が推進事業に取り組むための経費を計上する。「保健体育事務費及び給食センター運営費」では、厚生

労働省の通知により努力義務とされた、給食従事者のノロウイルス検便検査の実施に係る経費を計上する。「単独校給食運営費」では、平成31年3月で終了する現給食センターの備品を単独校で使用するための、移設に係る経費を計上する。基本方針5の「子どもを未来へつなげる教育の展開」として、「教育文化推進事業」では、小中学校における読書教育の充実を図るため、学校司書の配置を増員することに取り組む。「小学校運営費及び中学校運営費」では、学校図書購入費について、学校配当予算の増額に取り組む。「情報教育推進事業」では、総合教育センターに配置する研究用パソコンの更新に係る経費を計上する。「小学校及び中学校パソコン推進事業」では、全小中学校に配備している大型テレビについて、各校3台ずつの更新に係る経費を計上する。「英語指導助手招請事業」では、平成30年度から小学校3・4年生が年間15時間以上、5・6年生は年間50時間以上の外国語の授業を行うことに対応するため、英語指導助手(ALT)を現在より5名増員して配置するための経費を計上する。「バス通学児童支援事業」では、谷津南小学校へのバス通学児童数の増加に対応するため、バス乗車停留所及びバス車内に配置する安全整理員の配置の増員に取り組む。基本方針7の「魅力ある市立高校づくり」として、「部活動出場奨励費」、「高等学校管理運営費」、「高等学校教育振興費」に係る費用を計上していく。

2つ目の政策、「生涯にわたる学びの推進」について、基本方針7の「社会教育の充実」として、「図書館管理運営事業」では、ICタグを使用した電算システムを導入するための経費、及び市立図書館に係る指定管理料等を計上する。「図書館資料整備事業」では、図書館資料にICチップを組み込んだICタグを貼付するための経費を計上する。また、市立図書館所蔵図書資料のうち、出版年から著しく年数が経過し、資料価値がなくなった図書資料の買い替えを行うため、図書購入費の増額に取り組む。基本方針8の「文化財の保存と活用」として、「文化振興事務費」では、習志野市指定天然記念物「正福寺大イチョウ」の樹木医による精密診断を実施するための経費及び市指定文化財を含む「谷津貝塚出土鉄製品」の保存に係る経費を計上する。基本方針9の「芸術文化の振興」として、「習志野市芸術文化協会活動助成費」では、習志野市芸術・文化の発展並びに習志野市芸術文化協会の育成に資するため、団体の活動に対して、助成を行うための費用を計上する。また、「習志野文化ホール運営費」では、文化ホールの運営に係る光熱水費等の運営に係る経費及び指定管理料等を計上する。併せて「習志野文化ホール助成費」では、公益財団法人習志野文化ホールが事業拡充を図るべく、申請している一般財団法人地域創造事業からの助成金を市が補助金として支出するにあたり、必要な経費を計上する。基本方針10の「生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進」として、「社会体育事務費」では、大久保地区公共施設再生事業における勤労会館改築に伴い、中央スポーツクラブの事務所を一時移転する必要があることから、移転に係る経費を計上する。「スポーツ推進委員活動事業」では、平成30年度に習志野市において「スポーツ推進委員研究大会」を開催することから、開催に係る運営費を計上する。「世界女子ソフトボール選手権大会開催運営事業」では、習志野市が、平成30年度に開催される「世界女子ソフトボール大会」の開催地の一つとなっていることから、大会運営に係る負担金を計上する。

4つ目の政策、「教育環境・学習条件の整備」について、基本方針15の「安全で潤いのある学校環境の整備」として、安全・安心・快適な学校環境の整備に向け、取り組んでいく。「幼稚園施設管理事業」では、老朽化する幼稚園の施設改善及び環境改善に取り組む。「小学校及び中学校運営費」では、教育委員会と学校との円滑な連携を図るため、各小中学校の職員室に市庁内LANパソコンを1台配備することに取り組む。「小学校及び中学校施設改善整備事業」では、法令に基づく指摘事項の改修工事及び児童・生徒の安全確保の観点から、対策が必要な老朽化対応工事並びに円滑な学校運営を行う上で必要な改修工事に取り組む。「谷津小学校児童増加対応事業」では、谷津小学校一時校舎を賃貸借するための経費を計上する。

また、学校施設の再生を推進するため、「学校施設再生計画策定事業」では、小中学校施設について、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの削減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するための対策を取りまとめる。第2期「習志野市学校施設再生計画」の策定に係る経費を計上する。「谷津小学校校舎改築事業」では、平成30年度から4ヶ年の継続事業として、谷津小学校の校舎・体育館等の全面改築工事に着手するとともに、近隣の公園の活用にあたっての、安全整理員の配置の増員に係る経費、また、プール授業の県国際総合水泳場での実施に必要となる経費を計上する。「第二中学校体育館建替事業」では、平成28年度から3ヶ年の継続事業の最終年度となる。平成30年度は既存体育館解体工事及びグラウンド整備工事等に取り組む。「小学校及び中学校大規模改造事業」では、5つの小学校、3つの中学校について大規模改造工事に取り組むほか、平成30年度から2ヶ年継続事業として、谷津南小学校の大規模改造工事に係る設計に取り組んでいく。このほか、「高等学校管理運営費」では、安全・安心な学校環境づくりのため、防犯カメラを2台増設するための経費等を計上する。「給食センター建替事業」では、新給食センターの施設整備及び開業準備に係る経費を計上する。「総合教育センター施設整備事業」では、老朽化する総合教育センターの空調設備改修工事や屋上防水改修工事等に取り組む。併せて「総合教育センター耐震化事業」では、総合教育センターの耐震化工事に取り組んでいく。基本方針16の「持続可能な社会教育施設の整備」として、「習志野文化ホール大規模改修事業」では、先ほども述べたが、平成29年度から2年間の継続事業で工事に取り組む。「公民館施設整備事業」では、老朽化する袖ヶ浦公民館の空調熱源の更新工事並びに袖ヶ浦公民館及び谷津公民館のエレベーター改修工事に取り組んでいく。「図書館施設整備事業」では、大久保地区公共施設再生事業により、平成30年度から大久保図書館の連絡車・移動図書館業務を新習志野図書館へ移管することに伴い、新習志野図書館の施設・設備の整備に取り組んでいく。「青年の家施設整備事業」では、富士吉田青年の家の老朽化対策のための改修工事に取り組む。基本方針17の「健康・体力を育むスポーツ施設の整備」として、「体育施設整備事業」では、老朽化する体育施設の整備に係る経費を計上する。

以上が、教育費当初予算の中で、新規及び拡充して取り組む事業の主なものについてであると概要を説明。

古本委員

学校司書の増員となっているが、資料を見ると、船橋市、市川市の学校司書配置状況が100%の中で、習志野市は現在34.9%しか配置されていないということであるが、もしこれが4名増えるとどのくらいの割合になるのか、と質問

上原指導課長

約50%強となる、と回答

古本委員

それでもまだ、近隣市に比べると見劣りするという状況にあるのではないかと発言

上原指導課長

そういうことになる、と発言

古本委員

何が言いたいかというと、前イギリス首相が「7歳児の読書量が、20年後のこの国の国力を表し

ている」と言っていた。これはイギリスだけに限った話ではなく、やはり日本でも同じような状況の中で、私たちは子どもたちのために読書環境をつくり、読書を通じて本を読む楽しさを覚えてもらうことが、習志野市に限らず将来の日本にとって良いと思う。ぜひ、この環境を「他市には負けない」ようなことを意識し、勝つ必要はないが「見劣りする」ものはやはり恥ずかしいと思うので努力をし、もっと良い環境になればと思う、と要望

上原指導課長

鋭意継続的に努力する、と回答

梓澤委員長

ぜひ、予算化に向けて尽力してほしい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、協議第2号は終了した。

梓澤委員長が

平成29年習志野市教育委員会第11回定例会の閉会を宣言